

出生届差別記載を拒否しても出生届は受理されます

< 符せん処理から差別文言撤廃 >

2010、3 / 24 通知

長年の交渉を通して

「嫡出子・嫡出でない子」の欄それぞれに抹消線を引き、その他欄に、
「子は母の氏を称する」と記載して届出ても受理されます
—その他欄に届出人が記載しない場合でも、窓口で差別記載を拒否し
続ければ、行政側がその他欄に記載します—

出生届を出すときは、最初から「嫡出子・嫡出でない子」の欄に傍線を引き、その他欄に“出生子は母の氏を称する”と記載しておくことが肝心です。

そうでないと、窓口で職員から差別記載欄にチェックを求められます。それは法務省からの通知で『“補正を求め、応じない場合はその他欄に…記載』と指導されているためです。そのため記載を職員から求められても、それを拒否すれば、その他欄に“出生子は母の氏を称する”ないし“出生子は母の戸籍に入る”（いづれか選択できる）と記載されます。自分で記載しても全く問題はありません。

■これまでとこれから

これまで、市区町村の役所の窓口で、出生届の父母との続柄欄で「嫡出でない子」にチェックをさせることは差別であると伝え、その差別記載を拒否する闘いが全国で展開されてきました。差別記載を拒否すると行政側は符せん処理で差別記載を行ってしまうため、その記載も拒否しました。すると不受理扱いとなり、出生届を受け取ってもらえませんでした。

最近では不受理にせずに、法務局への照会のためと言って出生届を預かり、法務局照会の上そのまま符せん処理して受理してしまうという“騙し”のやり方（行政を信じて預けたにもかかわらず、そのまま符せん処理して受理されてしまうことは届出人にとっては騙された思いになる）が増えてきていました。

私たちは、法務省交渉の中で、国連の規約人権委員会や女性差別撤廃委員会などからの差別記載欄撤廃の勧告を示しながら、繰り返し撤廃を求めてきました。と同時に差別記載拒否—符せん処理拒否をしても不受理にせず（そのまま受取り符せん処理して受理してしまうという“だまし討ち”も行うことなく）、受理す

るよう求めてきました。

窓口で何時間にもわたって（時には何日も）孤立無縁で職員に働きかけ、時には法務省とやりあい続ける苦痛やしんどさ、時間・労力の消費は大変なものがあります。頑張ったけれども自分達の思いが行政に受け入れられず、やむなく差別記載にチェックして出生届を出していった人たちの幾多の苦痛があります。何人もの方から行政の窓口や法務局職員からこう言われたかと問合せがあります。そのため、差別記載はできないとの思いや国連勧告を受け止め、符せん処理を拒否した場合でも、出生届を受理するよう法務省に求めてきました。

今回の通知によって、差別記載撤廃実現にまでは至りませんでした。差別記載拒否一符せん処理拒否しても受理せよとの要請は何とか実現できました。

ただ今回の改善は、抜本的なものではありません。このような改善がされたことを知らず、差別記載にチェックしなければならないと思ひ、嫌な思ひを抱きつつチェックしてしまう人は多数いると思ひます。またわざわざ差別記載欄に傍線を引き、その他欄にその旨記載しなければならないという手順を踏まなければならない手数が残ります。何よりも差別記載欄が維持されていること事態が差別であり、苦痛を強めています。このため私たちは根本的解決として差別記載欄の撤廃を求めて、闘いを続けていきたいと思ひます。

*** なお、この通知の周知徹底を求め、2013年12月11日付で法務省通知が出されています。**

■ 婚外子の出生届、届出人父にチェックでも受理（これまでは不受理）

出生届の届出人は、婚内子の場合には父または母に、婚外子の場合には母に、届出義務があります。一方婚外子の父は、父ではなく、“同居者”としてでなければ出生届を出せませんでした。

しかし今後は、胎児認知や出生届と同時の認知届の場合、父が「同居者」にチェックせずに、「父」にチェックしても受理されることになりました。

ただし、その他欄に「父は、同居者である」等の記載が求められます。

これまで、子どもの父なのに“父”にチェックできないのはおかしいと、“父”にチェックして届出をすると、行政側はそれを削除し「同居者」にチェックを強要し、それを拒否すると不受理になる事態が数多くありました。

このため法務省交渉の度に、届出人父チェックでも受理せよと求めてきました。しかし“父届出”は義務か資格のみかで結論が出ず、法務省が検討したいと言ってから2年以上が経っていました。

法務省は、今回の通知の中で、父にチェックしてもその他欄に「父は同居者である」等と記載すれば受理する取り扱いに変更しました。一歩前進となりました。しかし、この余計なものを記載しないでも良いように、今後も要請し続けていきたいと思ひます。

<通信「Voice」2010年3-5月号より抜粋>

* 赤字の箇所は追記 2014年5月27日